

特定施設使用全廃届出書

届出が必要な場合 特定工場（※1）の特定施設（※2）のすべての使用を廃止した場合

但し、使用の廃止とは当該施設の使用をその後永久に停止する場合または除去する場合であり、更新や一時使用停止は含まれない。

届出時期 廃止した日から30日以内

届出先 苅田町役場 環境課 環境対策担当

届出書様式 特定施設使用全廃届出書（様式第7）

添付書類 遅延理由書（届出時期を遅延している場合のみ）

提出部数 正副2部

（1部は控えとして、受付・審査後に返却します。）

提出方法 窓口に持参

（郵送による受付は行っていません。）

届出書記入にあたっての注意事項

1. ※印の欄には、記載しないこと。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3. 記入見本、記載例等を十分参照のこと。